# 地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称山のこころー森・人 担い手育成・交流活性化事業計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称 長野県長野県木曽郡南木曽町
- 3 地域再生計画の区域長野県木曽郡南木曽町の区域の一部(木曽川沿岸)
- 4 地域再生計画の目標
  - (1) 南木曽町の現状

南木曽町は長野県の南西部に位置し、年間 300 万人が訪れる観光地「木曽」の中京・関西圏からの重要な玄関口となっている。南木曽町内にも国選定伝統的建造物群保存地区「妻籠宿」や自然景観を活用した「田立の滝」、「柿其渓谷」、「天白公園」等豊富な観光資源があり、多くの観光客が訪れている。

一方で、町の総面積の90%以上が森林であり、観光とともに林業及び木材関連産業が南木曽町の基幹産業となっている。

このような中、町では「豊かな自然・文化と笑顔のひろがるまち 南木曽」 を基本理念に農林業生産基盤整備・観光基盤整備・下水処理施設整備・町営住 宅建設などの社会基盤整備を展開し、積極的なまちづくりを行っている。

#### (2) 南木曽町の課題

南木曽町は少子高齢化と安心して働き続けられる職場の減少から若年層の人口流出が顕著で、昭和 36 年合併時には 10,771 人あった人口が平成 17 年国勢調査では 5,238 人、51.4%減少(平成 22 年国調では 4,810 人、 $\blacktriangle55.3\%$ )する過疎地となっている。

町中心部から離れた周辺地域では、利用者の減少から公共交通も衰退し、高齢者の通院や買物など移動の足の確保が大きな問題となっているうえ、地域の作業、祭礼、環境整備など地域活動や農林業の担い手不足が深刻な状況になっており、限界集落への危機に瀕している。また、農林業ばなれにより手入れの行き届かない農耕地、森林が増加し、荒廃地は自然災害等への危険を高めている。

従って、周辺地域においては、交流人口の拡大による地域再生をめざし、道路 基盤整備による移動の円滑化と農林業や観光産業の活性化を進める担い手の確保 が地域の大きな課題となっている。

# (3) 南木曽町の取り組み

南木曽町では限界集落の発生を防止し地域活動の活性化を図るため、周辺地域に子育て世代の UI ターン者の定住を推進している。定住促進には、住宅整備はもちろん、地域間・地域内の移動の利便性の向上が不可欠である。

従って、町中心部と地域を結びつけ、かつ地域内の移動の円滑化を図るため、 町道・林道等の道路基盤を整備し、また地域バスの運行により現役世代の定住化 と町内移動手段の確保を図る取り組みを行っている。

こうした取り組みとともに、森林整備・観光基盤整備・文化財保護・軽トラ市場や地場産品の開発等、交流を促進するソフト事業を実施することによって、交流人口の拡大と産業観光事業の担い手の育成に努めている。

特に、木曽谷を縦断する唯一の幹線道路である国道19号の代替路線ともなる木曽川右岸道路の整備により、地域の安心安全を確保するとともに、主要な観光拠点である伝統的建造物群保存地区の「妻籠宿」・近代化遺産の「読書発電所・天白公園の桃介橋・柿其水路橋」と景勝地の「柿其渓谷」を結ぶ新たな観光ルートを構築し、交流人口の拡大と担い手の育成による地域再生をめざしている。

## (4) 南木曽町地域再生計画の目標

○ 観光拠点を結ぶ道路整備や産業観光基盤整備により、妻籠宿から柿其 渓谷までの新たな観光ルートを構築するとともに、交流人口の拡大を 図る各種ソフト事業を実施する。観光拠点相互の連携を図ることによ り体験型・滞在型観光客の増加を図る。

(目標1)柿其渓谷入込客数年間 14,900 人→16,000 人

○ 町中心部(天白・川向地区)と柿其地域(戸場・岩倉・本谷地区)を結 ぶ町道整備によって、天白公園から柿其渓谷までの移動時間を短縮する とともに、道路改良拡幅によって、地域はもちろん当地を訪れる観光客 の安心と安全を確保する。

(目標2) 天白公園から柿其渓谷までの移動時間 15分 → 10分

○ 林道整備により間伐の促進を図るとともに、地場産業である林業の担い手育成に努める。また、上部にある保安林の整備も進むことから、 山林の荒廃防止が図られる。

(目標 3) 間伐面積 O ha → 1 5 ha (平成 24 年度~平成 27 年度)

○ 三留野大橋交差点から大桑村野尻の国道19号の災害時・事故時の迂回路を確保するため、「町道天白川向線」、「町道川向梛野線」、「町道本谷線」、「林道恋路峠線」の整備を図る。これによって、地域住民と観光客の安心と安全を図るとともに、木曽谷全体の観光の再生をめざす。(目標4)平成22年度国道19号の事故による通行止め1回当たりの平均渋滞待ち時間約2時間を迂回路利用により0時間に解消

### 5 地域再生を図るために行う事業

# (5-1) 全体の概要

限界集落の発生を防止し地域の活性化・再生を図るため、地域活動や産業観光 事業の担い手の育成と交流人口の拡大をめざしていく。

このため、森林整備・観光基盤整備・文化財保護及び軽トラ市場や地場産品の 開発等、交流を促進するソフト事業を実施するとともに、新たな定住者を受け入 れる町営住宅を整備する。

また、これらの事業の効果をより高めるため、国道19号の代替路線ともなる「木曽川右岸道路(町道川向梛野線)」の整備、「町道天白川向線」、「町道本谷線」「林道恋路峠線」、「林道秋葉山線」を整備し、観光拠点間の移動時間の短縮と地域住民はもとより観光客の安心と安全を確保する。

#### (5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

[施設の種類(事業区域)、実施主体]

・町 道 (南木曽町) 長野県

平成 18 年 12 月町道認定済(川向梛野線)

・町 道 (南木曽町) 南木曽町

平成 18 年 12 月町道認定済(天白川向線)

昭和36年 1月町道認定済(本谷線)

• 林 道 (南木曽町) 南木曽町

平成24年度 木曽谷地域森林計画に登載予定

#### [事業期間]

· 町 道(過疎代行) (平成24年度~平成27年度)

・町 道 (平成24年度)

林 道 (平成26年度~平成27年度)

## [整備量及び事業費]

- ・町道 1.65km、 林道 0.25km
- ·総事業費 880,000 千円 (内交付金 435,000 千円)

町 道 855,000 千円 (内交付金 427,500 千円)

林 道 25,000 千円 (内交付金 7,500 千円)

# (5-3) その他の事業

### ○町道関連

- ・町道岩倉線整備事業(柿其地区)平成25年度・平成27年度
- ・町道天白川向線橋梁補修事業(天白・川向地区)平成27年度~
- ○森林関連
- ・公有林整備事業(全地区)平成24年度から平成27年度
- ・民有林整備事業(全地区)平成24年度から平成27年度
- ○観光地基盤・文化財保存関連
- ・天白公園 桃介橋整備事業 (天白・川向地区) 平成27年度
- ・妻籠宿整備事業(妻籠地区)平成24年度から平成27年度
- ・妻籠宿町並み交流センター建設事業(妻籠地区)平成26年度~
- ・山の歴史館整備事業(天白・川向地区)平成27年度 ~
- · 柿其渓谷遊歩道整備事業(柿其地区)平成27年度~
- ・観光地公衆トイレ整備事業(南木曽駅)平成24年度
- ○交通対策関連
- ・地域バス運行事業(全地区)平成24年度から平成27年度
- ○定住促進関連
- ・町営住宅建設事業(柿其地区)平成25年度
- ○担い手の育成と交流を促進するソフト事業
- ・日本で最も美しい村まちづくり事業(全地区)平成24年度~平成27年度
- ・木曽川上下流交流事業(全地区)平成24年度~平成27年度
- ・天白公園つつじ祭(天白地区)平成24年度から平成27年度
- ・柿其渓谷祭(柿其地区)平成24年度から平成27年度
- ・天白公園・柿其渓谷ポスター作成 平成25年度
- · 園芸特産物振興事業(全地区)平成24年度~平成27年度
- ・軽トラ市場の開催(天白・川向地区)平成24年度~平成27年度
- ・森林資源・地域ブランド育成事業(全地区)平成24年度~平成27年度

## (ソフト事業内容の説明)

# ※日本で最も美しい村連合

県内7地域、全国 44 地域、サポート企業と連携し、南木曽町の地域資源をアピールして「美しい村連合」のブランドを高め、「美しい村」間での交流と都市部から当地へ訪れる交流人口の拡大をめざす。

#### ※木曽川上下流交流事業

愛知県長久手町との交流調印をうけ、住民交流を推進する。具体的には、 町内キャンプ場への児童生徒の誘致、農山村体験等を推進する。

## ※園芸特産物振興事業

柿其地区の農産物加工施設で生産される柿其味噌等の特産物を地元直販 施設で販売するとともに、新たな特産物を開拓し地域の活性化を図る。

### ※軽トラ市場の開催

農家等で生産される地場の野菜やきのこ等の農林産物を収集して、天白公園の広場で軽トラの荷台を利用し販売することで、担い手の育成を進める。

# ※森林資源・地域ブランド育成事業

木曽桧を中心とする民有林の育成を図るとともに、国の伝統工芸品である「ロクロ細工」や県の伝統工芸品である「ひのき笠」などの木工芸品産業の活性化を図る。また、新たに古くから南木曽町内で愛用されてきた防寒着を「なぎそねこ」として商標登録し、ブランド化をめざしていく。

#### 6 計画期間

平成24年度~27年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに、関係行政機関等からなる検討会を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。